

## 生駒市条例第10号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務市民委員会」を「企画総務委員会」に、「市長公室」を「経営企画部」に、「市民部」を「財務部、デジタルイノベーション推進課」に改め、同項第2号中「福祉健康部」を「福祉部、子育て健康部」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の生駒市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務市民委員会の委員長、副委員長及び委員である者にあつては、改正後の生駒市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する企画総務委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会において審査を継続している事件については、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会において審査を継続する事件とみなす。